



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 イワブチ株式会社
代表者名 代表取締役社長 内田秀吾
(JASDAQコード番号 5983)
問合せ先 専務取締役経理部長 池谷謙一
(TEL. 047-368-2222)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)において、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように変更するものであります。

なお、定款第 28 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(取締役の責任の一部免除)</u> 第28条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役の責任の一部免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第29条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任の一部免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 38 条～第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 39 条～第 44 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上